

## 長野市農業委員会 第 26 回総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 3 月 28 日 (月)  
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 3 時 27 分
- 2 場 所 講堂 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員  
1 番 善財 良治                      2 番 池田 昌子                      3 番 青木 保  
4 番 曾根 信一                      5 番 田中 章一                      6 番 岡村 豊  
7 番 鈴木 洋一                      8 番 青木 明夫                      10 番 村田千代春  
11 番 佐藤 太吉                      12 番 小滝 愛子                      13 番 北村 守  
14 番 中島 清                      15 番 林部 安壽                      16 番 羽田 悟  
17 番 中澤 澄夫                      18 番 関 正和                      19 番 吉原 俊夫  
20 番 松田 光平                      21 番 酒井 昌之                      22 番 塚田 厚  
23 番 和田 修                      24 番 北原 幸平                      25 番 北村 正彰
- 4 欠席委員  
9 番 小林 清男
- 5 会議に出席した職員  
農業委員会事務局  
事務局長 市川 隆道                      主幹事務局長補佐 竹下今朝光                      事務局長補佐 松橋 泰  
事務局長補佐 竹内 晃仁                      係 長 西澤 忠                      主 査 佐藤 康貴  
係 長 曾根 明美                      主 査 駒村貴久美  
農業政策課  
係 長 市川 和正                      主 事 山田 実咲
- 6 議 事  
(1) 農地法等に係る事項について  
議案第 227 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 228 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 229 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 230 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について  
議案第 231 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について  
議案第 238 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた「農用地利用集積計画」の一部取消しの決定について  
議案第 232 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画 (案) の意見聴取について  
議案第 233 号 非農地決定について  
報告第 105 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について  
報告第 106 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 107 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について

- 報告第 108 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告について
- (2) その他農業委員会業務に係る事項について
- 議案第 234 号 令和 4 年度事業計画について
- 議案第 235 号 農業委員会合同研修会について
- 議案第 236 号 管内視察研修について
- 議案第 237 号 農業委員会だよりについて
- 議案第 239 号 長野市農業振興審議会委員の推薦について

曾根会長代理 定刻になりましたので開会したいと思います。本日は大変お忙しい中、ご苦勞さまでございます。

私どものほうでは稲の育苗が 4 月 7 日に種まきスタートということで昨日、ハウスのビニール張りをやりました。間口が 7 メートル 20 の奥行きが 30 メートルのハウスが 5 棟と間口が 5 メートル 40 の奥行きが 25 メートルのハウスが 3 棟と間口が 7 メートル 20 の奥行きが 20 メートルのハウスを建てまして、その中で 3 棟のビニールを張ったのです。4 人でやるわけですが、やはり一番の課題は風でありまして、風が吹いて 30 メートルからのビニールが飛ぶと、もうどうにもならないという状況で、風の合間を見ながら一気に張るといようなことをやっております。また、整地の関係から、段取りの準備から仲間が怪我などしないように昨日も声を掛け合って始めてます。

第 26 回の総会にご出席いただきましてありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。はじめに農業委員会憲章の唱和を行います。通常でありましたら委員の皆さんにご唱和いただくところですが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、私が農業委員会憲章を読み上げますので皆さんは着座のまま黙読をお願いします。

**【農業委員会憲章唱和】**

曾根会長代理 では、ただ今から、第 26 回総会を開会いたします。お手元に総会次第及び資料を用意しておりますので、ご確認をいただきたいと思えます。本日の総会におきまして、現在の出席人数は、在任委員 25 名中 24 名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立となります。参考までに申し上げますが、欠席は小林委員ですので、よろしくお願ひしたいと思えます。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願ひいたします。

青木会長 あらためまして、皆さんこんにちは。会長の青木でございます。3 カ月ぶりに全委員の顔が見れまして、正常化に戻りつつある第一歩だというふうにお願ひしています。正直、ほっとしてお

ります。今、曾根代理さんからお話がありましたように、農作業がいよいよ本格的になってまいりました。気持ちは春で、ウエルカム スプリングというふうに言いたいんですけれども、なかなか喜べない事情が世の中にはありまして、複雑な心境でございます。

その一つがコロナですけど。コロナ、政府が言っておるには、ほぼ、そろそろ出口が見えそうかなというようなお話もちらほら出ていますけども、私ども、特に長野県、長野市の場合、3桁の新規感染者が出ているということで、非常に私どもとしてもまだまだ気を許せない状況にあるなというふうに思っております。特に子どもたちだとか、若年層の感染率が高いと。それが家庭に持ち込み、それが私ども高齢者に感染するというようなサイクルになっているようでございます。いずれにしても、私どもも感染防止の基本でありますマスクの着用、手洗い、換気、3セットをきちんとやっていくということが大事ではないかなというふうに思っています。

もう一つは、多くを語りませんが、ロシアの理不尽によるウクライナの侵攻でございます。本当にテレビの映像を見ますと、心が痛みます。特に幼い子、女性の皆さんがた。なんで昨日まで幸せな家庭生活を送っていたのに、一指導者のために耐える生活を送らなきゃならないのかということに対して、本当に心が痛んでいます。とりわけ私ども、農業委員の立場で言いますと、ロシア、それからウクライナともに穀物の大生産地でございます。大輸出国でございます。その国が、豊かな穀倉地が戦場化してしまうということで、国際的にも穀物の価格が急騰するというようなこと、さらに天井が見えないぐらい高騰するんじゃないかという説も一説にはございます。そういう意味で、特に私ども、日本の場合は、自給率がカロリーベースで37パーセントということ、それから担い手で、今、明日からやれと言ったって、なかなか担い手がいないということで、食料事情についても本当に直近の大きな課題だということで、クローズアップされてきてるんじゃないかなというふうに思っています。ぜひとも一日も早い停戦ですね。一日も早くウクライナの国民がふるさとに戻れるというような姿に戻ってほしいと思わずにはられません。

さて、令和3年度の農業委員会活動も3月で取りまとめたいただきました。三つの指標をつくって、確認をして、1年間、活動してきたわけでございますけれども、一つは担い手への農地集積、集約についてです。つぶやきの中にも数字を書きましたけれども、集積率では全体で10パーセントちょっと、という

数字になりました。この集積率については、国は全体で80パーセントの目標を目指すという大号令を掛けておりますけれども、なかなか現場はそういうような状況じゃないということで、今後、さらにこの課題については、重点課題として取り組んでいかなきゃいけないんだというふうに思っています。それから、新規参入の促進では、44経営体が農家創設を行っていただいたということで、一応、目標は40にしましたので、これについてはクリアしたと。

もう一つは、遊休農地の解消活動。目標5ヘクタールに対して、13.6ヘクタール。これはA2や低利用農地を、いわゆる耕作地に回復したというような数字が出ております。まだまだこの活動は道半ばでございますので、引き続き令和4年度も重点的に取り組んでいきたいというふうに考えています。

新聞にも載っておりますけれども、今国会で人・農地プランを法制化するということで、農業経営基盤強化促進法が改定になり、来年からは地域計画策定という名前に変更いたします。その最前線でやってもらうのが農業委員会の仕事というふうに位置付けられます。そういう面では、非常に農業委員会としても、私ども農業委員、それから推進委員ともども、大きな荷物を背負わされるなというふうな、正直、気持ちでございます。日本の農業については、本当に課題が多い。私ども農業委員会はいろいろ手を尽くしても限界がある。政策的な問題も多くありますので、大変かと思っておりますけれども、いずれにしてもこれから具体的な形で、それぞれ、行政なり、農業会議等通じて、私ども農業委員会のほうに要請が来ると思っています。その時点でまたあらためて皆さんにご協力をお願いしたいというふうに思っております。

3月8日に、半年ぶりに市議会農林振興対策特別委員会の議員の先生方と意見交換を行いました。この当農業委員会でも松田委員が出ていただきまして、議員のお立場で意見交換をさせていただきました。テーマとしては、多様な担い手の確保についてというのが一つ。それから、二つ目はスマート農業の推進について。それから、三つ目は人・農地プランの実質化。3本柱について、お互いに意見交換をさせていただきました。私どもとしては、議員さんにも、当然、松田先生もおられるし、鈴木先生もおられるんですけども、議員全体の皆さんに農業の在り方、長野市の農業の実態、何を望んでるかということをしてPRしながら理解し、それを政策に生かしていただくという目的で、こういった活動を進めております。いずれにいたしましても、今回、3月の定例会市議会も、おかげさまで農業に関するテ

一マというのが、だいぶ、議会で議論されたというふうに、私も聞いております。去年、一昨年くらいだったらほとんどテーマがなかったというような話だったんですけれども、ここ去年、今年と、非常に議会でも農業のことに対して、活発な質疑討論をされているというふうにお聞きしますので、地道ではございますけれども、こういったことを続けることによって、行政にも、それから市民の皆さまにもご理解を深めていただき、それが政策についての予算の拡充というふうに結び付くと思います。そんなことで、地道ではございますけれども、ご理解をお願いしたいと思います。

最後に、既に一部、新聞報道されていますけれども、長野市の職員の、春の人事異動が内示されております。令和4年4月1日付でございます。また後ほど、細かい話は市川事務局長さんからお話があると思いますけれども、私どもの委員会では市川事務局長さん、竹下主幹兼事務局長補佐さんが、今年の3月31日をもって定年退職されます。長い間、市民の公僕として活躍され、市民生活をサポートしていただいたことに敬意と感謝を申し上げます。私ども、最後の職場として、農業委員会で共に働くことのご縁を大事にしたいと思っております。本当にありがとうございました。長らくご苦勞さまでございました。30年から40年の間、頑張っていたということ。また、定期異動で、農政担当の竹内事務局長補佐、それから東部地区調査会担当の西澤係長さん、それから中部地区調査会担当の佐藤主査が他部署へ転出をされます。共に5年間おられたということで、いたくてもいられないよねということで、今回、異動されたというふうにお聞きしております。

さらに、庶務スタッフの河内さん、それから小林さんが退職されて、ご家庭に入るという状況でございます。それぞれ在職期間の長短はありますが、農業委員会活動のスタッフとして、情熱を燃やしていただきました。あらためて感謝を申し上げます。それぞれの皆さんの、今後のご活躍とご健康を祈念いたします。

同日付で新しい職員の受入れ予定がされております。事務局長には農林部次長兼いのしか対策課長の本藤次長さんが、4月1日より局長として入られます。それから、主幹兼事務局長補佐には、観光振興課より熊井主幹。同じく事務局長補佐には芹田支所より笠井補佐が着任をされます。さらに、調査会担当として、こども未来部から倉島係長さん、財政部から小林主事さんが着任をされます。調査会担当は女性の方が2人入られるというふうにご理解いただいたらと思います。近日、あらためて

役員会や総会、各地区調査会で紹介をさせていただきますけれども、農業委員会のモットーとして、人と人との関係が全ての優先ということを心して、よろしくお願いをしたいと思います。ご協力、ご支援いただきまして、本当にありがとうございました。

今日は経基法も予定しています。会議そのものが長くなると思いますけれども、皆さん方のご協力で効率良く対応していきたいというふうに思いますので、ご協力よろしくお願います。私の挨拶兼報告については以上です。ありがとうございました。

曾根会長代理      ありがとうございました。続きまして、市川事務局長よりご挨拶をお願いいたします。

市川事務局長      どうもこんにちは。事務局の市川でございます。本日はご多用の中、青木会長はじめ、委員の皆さまには、第26回総会にご出席を賜りまして、ありがとうございました。今年度、最後の総会となり、また私にとっても、会長のご紹介にもありまして、最後の総会となりました。この1年間、委員の皆さまには大変お世話になり、ありがとうございました。

現在の農業委員会活動を取り巻く状況につきましては、国の骨組みの見直しや構造改革等を受けまして、大きく変わっていく過渡期にあると思っております。そのような中、委員の皆さまにおかれましては、健康にご留意の上、ご健勝にて活躍されますことをご祈念申し上げる次第でございます。また、4月1日付の人事異動による転出者及び転入の管理職につきましては、会議を閉じていただいた後に挨拶をさせていただきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

本日の会議事項は、農地法関係等の議案が13件、報告案件4件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

曾根会長代理      ありがとうございました。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長は議事進行をお願いいたします。

議                    長      それでは、青木でございます。議長を務めさせていただきます。皆さま方のご協力、よろしくお願いたします。着座にて進行させていただきます。ご容赦いただきたいと思います。それでは、規定によりまして、議長を務めさせていただきますけれども、最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号5番 田中章一委員と議席番号6番 岡村豊委員をお願いいたします。よろしくお願いたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議事案件に関しましては、議案第231号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定についてにおいて、お手元に配布いたしました別紙1のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件があります。別紙1、それぞれお配りしております。その他に、本日の議案案件の中に、委員ご本人や同居の親族、委員の配偶者が当事者、利害関係者などとなっている方がございましたら、お申しください。別紙1と2、ございますが、それ以外は大丈夫ですね。今回、対象者が多いですから、審議寸前で私もそうだったと手を挙げてもらったら困りますから。いいですね。

【該当者なし】

議長 確認していただいたというふうに、私のほうは理解をさせていただきます。次に、議案の訂正等の報告を、事務局よりお願いいたします。

事務局 事務局の佐藤です。今回、総会への訂正はございませんが、調査会でお配りしたとおり、別冊4のほうが追加となっております。よろしく願いいたします。

議長 議案第238号は追加になったんですね。分かりました。それでは、議事に入ります。農地法等に関する事項についての審議を行います。議案第227号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題にいたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

兼 事務局の竹下です。初めに、本日の資料ですが、農地法の議案にかかる本冊の他に、農業経営基盤強化促進法に関する別冊1-1、1-2、1-3、それから農地中間管理事業の議案に関する別冊2、報告に関する別冊3、それから経基法の規定により定めた農用地利用集積計画の一部取り消しの議案に関する別冊4がございます。よろしく願いいたします。それでは、着座にて失礼いたします。

議案第227号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。第26回総会農地法等議案の1ページをご覧ください。番号1番から3ページの13番までの13件でございます。内容は所有権移転案件が11件、使用貸借権設定案件が2件となります。申請案件の内容につきましては、農地法第3条第2項の各号に掲げる、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、い

ずれも許可要件を満たすと判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。本議案は長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番から6番お願いいたします。

関 地区調査会長 　北部地区調査会の関です。ナンバー1から6の6件について。このうちナンバー1とナンバー2については、受人が同一の案件であります。それぞれ、6件につきましては、地域との調和要件等、支障が生じる恐れはないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 　続きまして、中部地区調査会長から7番、8番お願いいたします。

北村地区調査会長 　中部地区の北村でございます。7番、8番であります。許可条件に適合しており、問題ないというふうに判断をいたしております。

議 長 　続きまして、南部地区調査会長から、9番から11番、お願いいたします。

村田地区調査会長 　南部地区調査会、村田です。よろしくお願ひいたします。9番、10番は同一の受人であります。受人は既に耕作している農地と、それから道路の間の農地なんですが、取り付け道路がないといったようなこともありまして、一部所有権移転と使用貸借権で、両方とも耕作するということでもあります。

11番は農家創設です。受人は見ていただくとおり、名古屋の住所になっておまして。ただ、受人の母親が長野県出身というようなことで、既に大岡のほうなんですが、移住されておまして、山菜類を中心に、既に農業を、農業といひますか、山菜を作っているような状況です。本人は名古屋で司法書士を、現在しておまして。ただ、もう58ですか。60ぐらいで向こうでの仕事を辞めて、こちらに移住をする予定というふうなことで、本人に来ていただきまして、お話を伺ひました。2年ぐらいで間違いなくこちらへ移住されるというふうなお話も伺ひましたし、こちらへ来てからは問題なく農業をしていただけるというふうに判断しました。調査会でも下限面積等も要件を満たしておりますので、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 　それでは、続きまして、東部地区調査会長から12番、13番、お願いいたします。

北村地区調査会長 　東部地区の北村です。12番につきましては、お父さんの家を



継ぐために、農家創設でいろいろ勉強しようかという部分の使用貸借であります。

それと、13番につきましては、●●さんが体調を崩したということで、●●さんに所有権を移転して、農業を任せるという形であります。調査会で検討した結果、許可条件に適合しております、特に問題はないということで判断させていただきました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第227号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきました。議案第227号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第228号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 議案第228号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。農地法等議案の5ページをご覧ください。番号1番から、6ページの番号5番までの5件です。

1番は駐車場を設置する転用案件です。2番は住宅敷地を拡張して住宅進入路、駐車場、家庭菜園、自宅庭を設置する転用案件です。3番は農業用倉庫、農業用資材置き場及び作業スペースを設置する転用案件です。4番は農業用倉庫及び庭を設置する転用案件です。6ページをご覧ください。5番は営農型太陽光発電施設を設置するもので、許可日から3年間の一時転用案件です。なお、この案件については、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める案件であるため、北信地区常設審議委員会及び県常設審議委員会で審議いただいた結果を踏まえて、長野県で許可の判断を行うものとなります。内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております、許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。ご審議のほどお願い申し上げます。

なお、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に申達いたしました、農地法第4条の1件の案件は許可済みとなっておりますので、ご報告させていただきます。以上になりますが、よろしくをお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは、この案件につきまして、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番、2番、お願いします。

関 地区調査会長 　北部地区調査会の関です。1～2の2件につきまして、周辺農地の営農要件等に支障が生ずる恐れはないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 　続きまして、東部地区調査会長から、3番から5番、お願いいたします。

北村地区調査会長 　東部地区の北村です。3番につきましては、自分の自宅のそばに倉庫を造って効率良くするということでもあります。今までは違う場所にあったので不便だったんですけど、効率良くするために自宅のそばに造るということでもあります。それと、4番につきましては、倉庫等は造るようなんですが、今まで、手続きも何もしてなかったということで、実態に合わせた手続きを今回するという内容であります。

　次の6ページの5番につきましてなんですが、これについては、ソーラーの下にブルーベリーを造るという案件であります。長野市のほうの意見書の中で、農業振興地域につきましては、周辺の畑の方の同意が必要だという部分であるんですが、1軒だけどうしても協力ができないという方がおりました。その方の事情とか、いろいろ聞いた中で、その方は日照条件、日照の部分で不便になったら何か話すとか、そういう部分が面倒くさいので協力ができないというようなことでもあります。その中で、●●さんのほうも、農家の法人の方なんですが、農地の周辺から1メートル下げて作るということと、ソーラーも3.5メートル離して、一番低いところで2メートルで、3.何メートルが一番高いところなんですけど、隙間を空けて、日照をできるだけ遮らないようにするというふうなこととか、もしそういう被害があったときには補償をしますよというような部分の回答もありましたので、調査会の中ではこの3件につきまして、調査会で検討した中では許可条件も適合しているので、特に問題はないということで、今回は判断させていただきました。以上です。

議 長 　ありがとうございます。それでは、これから、ただ今、調査会長から説明をいただいた内容、及び事務局からの説明を含めて、皆さんがたのご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。ご質問等、ございましたら。鈴木委員。

鈴 木 委 員 　今の5番についてなんですが、1メートル下げるとか、3.何

メートル離して作る、補償の問題というようなことだったんですが、それを踏まえて1名の方は当面、納得されたということですのでよろしいんですか。

北村地区調査会長 1名の方については、最後まで反対、同意はしないという考え方は変えないというような状態です。その中で、今回、調査会の中で話した中で、そういう対応策も考えてるので、調査会の中では問題なしで進める、許可しようというような形にさせていただきました。

鈴木委員 じゃあ、繰り返しますけれども、1名の反対はあるけれども、こういった対応を、それぞれの対応を取ることによって、周辺等々への影響はないというふうにご判断されたということですのでよろしいでしょうかね。

北村地区調査会長 はい。

議長 鈴木委員、いいですね。

鈴木委員 いいです。

議長 他、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、ご質問もこれ以上ございませんので、採決に入りたいと思います。議案第228号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第228号について、許可相当とし、県のほうに進呈をいたします。

続きまして、議案第229号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

竹下主幹兼事務局長補佐 議案第229号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。7ページをご覧ください。

番号1番から、10ページの13番までの13件です。1番は農業後継者別棟住宅を建築する転用案件です。2番はコンビニエンスストアを設置する転用案件です。3番は資材及び解体材置き場を設置する転用案件です。8ページをご覧ください。4番は農家分家住宅を建築する転用案件です。5番は自己用住宅を建築する転用案件です。6番は駐車場、車庫、倉庫を設置する転用案件です。9ページをご覧ください。7番は住宅敷地を拡張する転用案件です。8番は砂利採取用地として一時使用するもので、許可日から1年間の一時転用案件です。9番は自己用駐車場、庭、家庭菜園を設置する転用案件です。10番は農業後継者別棟住宅を建築する転用案件です。10ページをご覧ください。11番、12番は共に農家分家住宅を建築する転用案件です。

13番は住宅敷地を拡張する転用案件です。なお、番号2番、4番、5番、11番、12番の5件は、備考欄に開発許可の記載がございます。市街化調整区域において、宅地造成や建物建築のような開発行為を行う場合に必要となります開発許可の申請を、市の建築指導課が受け付けており、許可見込みがあるものでございます。

以上、説明申し上げました申請案件の、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております、許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。

なお、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に申達いたしました農地法第5条の、9件の案件のうち、7件は許可済みとなっておりますが、開発許可の必要なものなど、2件につきましては、許可証がまだ届いておりませんが、許可は間違いのないものと考えております。以上になりますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは、1番から13番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見のご報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番から3番、お願いいたします。

関 地区調査会長 　北部地区調査会の関です。ナンバー1から3番の3件について、周辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 　続きまして、中部地区調査会長から、4番から6番をお願いいたします。

北村地区調査会長 　中部調査会も、4番、5番、6番でありますけれども、いずれも周辺農地の営農条件に支障がないというふうに判断して、許可相当というふうに判断をいたしました。

議 長 　続きまして、南部地区調査会長から、7番から9番、お願いいたします。

村田地区調査会長 　南部地区調査会、村田です。7番は宅地への進入路が狭いため、宅地を広げる案件。8番は砂利採取のための一時転用。9番は中古住宅を購入するにあたり、宅地が非常に狭いために、駐車場、家庭菜園等を造りたいということです。いずれも地区調査会で検討した結果、許可要件に適合しており、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 　続きまして、東部地区調査会長から、10番から13番、お願いいたします。

北村地区調査会長 　東部地区の北村です。10番と11番、12番につきましては、父から子、祖父から孫という形で、農家住宅とか後継者住宅と

か分家住宅を建築ということであります。

13番につきましては、●●さんの土地に●●さんの土地が若干入って、道から入るときにどうしても不便なところがある敷地があるんですが、その敷地を3代かかって、やっと購入ができるような形になったということであります。今回、第5条ということで、正式にしたということであります。調査会で検討した結果、許可条件に適合しておりますので、特に問題ないということで判断させていただきました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただ今の事務局説明、及び各地区の調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは、意見がないようですので、採決に入ります。議案第229号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の挙手が確認できましたので、議案第229号は全て許可相当という決定をいたしました。

続きまして、議案第230号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 議案第230号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明申し上げます。議案の11ページをご覧ください。番号1番の1件です。借人の申請者が株式会社●●で、市発注の水道管工事のため、現場事務所、資材置き場、駐車場として使用するため、令和3年8月31日開催の第19回総会で決定いただき、令和3年9月9日に許可となった案件です。変更内容は一番右側の欄に記載のとおり、令和4年5月10日までの期間を令和4年8月31日まで、一時転用期間を延長するものであります。なお、理由は、発注者である長野市から工事の工期延長の申し入れがあったためであり、その内容は工事の一時中断や巨石出現により工法変更や工程調整が必要となり、不測の日数を要したため、工期延長をするものです。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明をいただきました。それでは、1番について、北部地区調査会長から、検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。発注者、長野市からの工期延長の申請によるものでありまして、許可できるというふうに判断を

いたしました。以上です。

議 長 これより、質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。特にいいですね。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第 230 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、議案第 230 号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第 231 号 農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いいたします。

農業政策課 山田主事 農業政策課、山田と申します。議案第 231 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省の定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないこととされております。その農用地利用集積計画の要件ですが、長野市基本構想に適合すること、農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること、利用権を設定する土地について関係権利者の同意を得ていること、下限面積についてであり、以上の要件を満たすことを確認しております。それでは、お手元の議案別冊 1-1 の 2 ページをご覧ください。所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積はご覧のとおりで、総件数は 434 件、総面積は 514,439.03 m<sup>2</sup>でございます。ページを戻りまして、1 ページをご覧ください。賃借、使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計数字は先ほどと同様で、今回、利用権の設定を受ける方は 159 名、利用権を設定する方は 303 名となっております。以上につきまして、ご決定いただけますよう、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入らせていただきます。まず、1 の所有権移転関係につきましては、順次、各地区調査会長から報告をいただき、質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ、単独で採決を行います。

次に、利用権設定でございますが、2 から 5 の賃借権、使用貸借権につきましては、一括して報告いただきます。なお、6 の農地中間管理事業（賃借権）と、7 の農地中間管理事業（使

用貸借権) につきましては、法律改正により機構配分も一括して行うこととなっております。農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものでございますので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。その後、質疑を行った上で一括採決を行う方法で進めさせていただきます。

なお、お手元の、別紙の1のアからオの案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当しますので、関係する委員の退席をしていただき、審査から採決までを単独で行いたいと思います。また、別紙2のカ、キ、クの案件につきましては、農家創設の案件でございますので、その後、議案第232号 農地中間管理事業の推進にかかる法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取についてを審議した後、審査から採決までを単独で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。今までどおりの方式で進めさせていただきます。

【異議なし】

議 長 それでは、異議なしということで、この方法で進めさせていただきます。初めに、1の所有権移転関係の1番から19番につきまして、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番から3番お願いいたします。

北村地区調査会長 4番、5番でありますけれども、調査会で十分、議論いたしました。問題ないというふうに判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、6番から10番お願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。6番から10番、いずれも所有権移転ですが下限面積等の要件を満たしており、問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、11番から19番、お願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。11番から19番までですが、相続したけど、そばにいないとできない、あと高齢でもう耕作ができない、もう農業ができなくなったと、そういう方の部分について、農業をしっかりとやっている方が所有権移転されるということでもあります。調査会で検討した結果、原案どおりで決定することで特に問題ないということで判断させていただきました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入りますが、先ほ

ど申し上げました委員が議事に参与することのできない、別紙1の、ア以外について行います。先ほど、農業政策課からの説明及びただ今の地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんね。

【質疑なし】

議 長 ご質問がありませんので、所有権移転関係についてのみ、採決を行います。別紙1の、アを除いた所有権移転関係について、原案のとおり決定するのに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成の確認ができましたので、次に進みます。

次に、2から5の利用権設定関係の審議を行います。利用権設定関係につきましては、まず2の6年未満（賃貸借権）が49件、3番の6から10年未満の賃貸借権が1件、10年以上の賃貸借権が13件、使用貸借権が24件です。初めに、北部地区調査会長から検討結果をお願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。ナンバー10の農家創設の関係ですが、これにつきましては、サラリーマンの人ですけれども、農業に関心を持っていて、農業を手伝っていた。所有者が高齢でできなくなるというような形で、農業を勧められてということで、年齢的にも38ということで、若いということで、非常に意欲がありますので、農家創設としては頑張っていたきたいということで、調査会のほうで営農計画等を、説明を受けながら、その辺を、お話をさせていただきました。

その他につきましては、それぞれ原案のとおりでよいというふうに判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長からお願いいたします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村です。調査会で検討いたしました結果、原案どおり問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長からお願いします。

北村地区調査会長 利用権についての6年未満のところ、21番、22番でありますけれども、これ、農家創設ということでありまして、受人が●●さんという方なんです、息子さん夫婦を含めてみんなでやっていくということをお聞きして、なおかつ営農計画も見ましたけれども、問題ないということでもあります。

その他の、中部地区の調査会の案件ですね、使用貸借も含めて、原案のとおり決定することで問題ないというふうに判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長からお願いします。



村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。南部地区の利用権設定案件については、要件を満たしており、問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 それでは、東部地区調査会長からお願いします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。6年未満の中に39、40、41、42、43までの部分が●●さんという方の農家創設であります。それと、44番につきましては、●●さんの農家創設ということであります。2人とも49歳という方で、いろいろ勤めていたんですが、農業をしたいということで、今、里親とか研修のほうをして、これから一生懸命頑張っていこうということの説明を受けました。それと、それ以外の部分につきましては、原案のとおり決定することで問題ないということで判断させていただきました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入りますが、先ほど申しましたとおり、委員が関係する別紙1及び別紙2の案件を除いた利用権設定については、質疑、採決を行います。先ほどの農業政策課からの説明並びにただ今の地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。ございますか。

【質疑なし】

議 長 それでは、質疑がございませんので、利用権設定関係についての採決を行います。別紙1及び別紙2以外の利用権設定関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成確認ができました。続きまして、委員が議事に参与することのできない別紙1の案件について、質疑、採決を行います。別紙1の、アにつきまして、吉原俊夫委員が関係しておりますので、ご退席をお願いいたします。

【吉原委員退室】

議 長 別紙1の、アについて、先ほど、農業政策課からの説明及び地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。特にないですね。

【質疑なし】

議 長 それでは、質疑がありませんので、採決を行います。別紙1の、アについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認できましたので、吉原委員の入室を許可し

ます。

**【吉原委員入室】**

議 長 続きまして、別紙1の、イにつきまして、善財委員が関係して  
おりますので、退席をお願いいたします。

**【善財委員退室】**

議 長 別紙1の、イについて、先ほど農業政策課より説明並びに地  
区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします  
。特にないですね。

**【質疑なし】**

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。別紙1の、イに  
ついて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めま  
す。

**【全員挙手】**

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。  
善財委員の入室を許可します。

**【善財委員入室】**

議 長 別紙1の、ウにつきまして、池田昌子委員が関係してござ  
いますので、退席をお願いいたします。

**【池田委員退室】**

議 長 別紙1の、ウについて、先ほど、農業政策課の説明並びに地  
区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいた  
します。

**【質疑なし】**

議 長 質問ございませんので、採決に入ります。別紙1の、ウにつ  
いて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 ありがとうございます。別紙1の、ウについて、原案のと  
おり決定いたしました。池田委員の入室を許可いたします。

**【池田委員入室】**

議 長 続きまして、別紙1の、エにつきまして、塚田厚委員が関係  
しておりますので、ご退席をお願いいたします。

**【塚田委員退室】**

議 長 別紙1の、エにつきまして、先ほど農業政策課の説明並びに  
地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいた  
します。特にないですね。

**【質疑なし】**

議 長 質疑がございませんので、採決に入ります。別紙1の、エに  
つきますして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求  
めます。

**【全員挙手】**

- 議 長 全員の方の賛成を確認できました。塚田委員の入室を許可します。
- 議 長 【塚田委員入室】
- 議 長 続きまして、別紙1の、オにつきまして、曾根信一委員が関係しておりますので、退席をお願いいたします。
- 議 長 【曾根会長代理退室】
- 議 長 別紙1の、オについて、先ほど農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いいたします。特にありませんね。
- 議 長 【質疑なし】
- 議 長 それでは、質問がございませんので、採決に入ります。別紙1の、オについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員賛成が確認できました。曾根委員の入室を許可します。
- 議 長 【曾根会長代理入室】
- 議 長 以上で議案第231号は、別紙の農家創設以外の案件については、全て原案のとおり決定をいたしました。
- 議 長 続きまして、議案第238号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により定めた農用地利用集積計画の一部取り消しの決定についてを議題といたします。農業政策課は説明をお願いいたします。
- 農 業 政 策 課 議案第238号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定  
山 田 主 事 により定めた農用地利用集積計画の一部取り消しの決定について、ご説明申し上げます。
- 議案別冊4をご覧ください。農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て定めることとされており、取り消しの決定を行う場合も農業委員会の決定を経て行うことが必要であるとされているため、決定をお願いするものです。公告日は令和3年12月1日で、11月30日の農業委員会総会で決定いただいたものです。取り消す農用地利用集積計画は利用権設定関係、農地中間管理事業（賃貸借権）です。所在、大豆島西光寺島●●、地目は田、面積は1,030㎡、貸付人は●●さん、長野県農業開発公社が借り受け、●●さんへ貸し付けるものです。今回の取り消し理由ですが、●●さん死亡のためです。
- 以上につきまして、ご決定いただきますよう、よろしくご審議をお願いいたします。
- 議 長 ただ今、農業政策課より説明がございました。それでは、北部地区調査会長から、検討結果及び意見の報告をお願いいたし

- ます。
- 関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。ただ今の説明にありましてとおり、特段問題ないということで、原案のとおりでよいというふうに判断いたしました。以上です。
- 議 長 これより、質疑に入ります。事務局の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。ないですね。
- 議 長 【質疑なし】
- 議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第 238 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認できました。よって、議案第 238 号は全て、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 続きまして、議案第 232 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。
- 農業政策課 農業政策課の市川と申します。議案第 232 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について、ご説明いたします。着座で失礼いたします。
- 市川係長 農用地利用配分計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、市町村は必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものと規定されておりまして、中間管理事業の農家創設及び市外在住の担い手の場合がこれに該当しまして、意見聴取をお願いするものです。今回、権利設定を受ける方は 5 名で、12,185 ㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものですが、まず 1 ページをご覧ください。番号 1 番、●●さんはリンゴ、ブドウ、野菜の栽培で、三才地区において農家創設をする方になります。
- 番号 2 の●●さんですが、一部、この農地中間管理事業を用いて、屋島地区においてリンゴの栽培を行いますが、面積の大きい部分は相対の利用権設定を行いまして、若穂綿内地区で農家創設をする方になります。番号 3 の●●さんは、ブドウ栽培で中条住良木地区において農家創設をする方。番号 4、●●さんは、果樹の栽培で、若穂綿内地区におきまして農家創設をする方。最後、番号 5 の●●さんは今回の農地中間管理事業を用いて、若穂川田地区においてブドウ栽培を行いますが、大部分の農地は相対の利用権設定のほうで、野菜、水稻の栽培、篠ノ井塩崎地区において農家創設をする方になります。

説明は以上でございます。意見聴取について、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、農業政策課より説明がございました。それでは、地区調査会長から、検討結果、意見等の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番、2番、お願いいたします。

関 地区調査会長 　北部地区調査会の関です。ナンバー1について説明する前に、ナンバー2につきましては、耕作する面積等の関係で、東部地区調査会のほうでの説明があるかと思えます。

ナンバー1につきまして、●●さんなんですが、農家創設であります。この方につきましては、長野市農業公社のお手伝いさん事業ということで携わってきまして、その3年間の中でリンゴ栽培と申しますか、それに意欲を示しまして、高齢者でなかなか遠地が耕作できないというような現状も踏まえて、やっという気持ちになられたということで。年齢的にも38歳ということで、意欲も持っておられますので、営農計画でも説明を受けましたが、頑張っというふうに判断をいたしました。以上です。

議 長 　それでは、2番はじゃあ、後で。後ほど、東部地区でまとめてお願いいたします。西部地区調査会長から、3番、お願いいたします。

岡村地区調査会長 　3番でございますけれども、この方は越境をして、白馬から中条へ来て、ブドウを栽培をするということで、こういう方でございます。調査会で検討いたしました結果、特段、問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 　それでは、東部地区調査会長から、2番、4番をお願いいたします。

北村地区調査会長 　東部地区の北村です。2番と4番についてです。●●さんにつきましては、大学時代から、自分で苦労しながら農業をやっていたいかなということを考えていたんですけど、会社員として仕事をしてたんですけど、自分の人生を変えるのもいいかなということで、農業の研修に入りまして、リンゴ栽培をやっていくということで、考えています。そんな中で、営農計画書を説明いただいて、しっかりやっていくような感じを受けました。

もう一人の●●さんであります、●●さんですが、神奈川県在住だったんですけど、自然が好きだということで、長野県で農業を行っていきたいからということで、農業大学の研修とか、里親の指導を受けて、今、一生懸命やっております。リンゴとか桃を栽培していこうということで、考えているようであ

ります。営農計画書も立派に書かれていますので、大丈夫かなと。原案どおり決定して問題ないかなということで判断させていただきました。

議 長 南部地区調査会長、5番よろしく申し上げます。  
村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。●●さんの件なんですが、●●さん、調査会にも来ていただいて、営農計画を説明していただきました。農地の方は、ブドウだけは若穂にあるんですが、あと一つは塩崎地区にございます。現在消防署に勤めておられまして、この3月で退職するのを機に、本格的に農業をしようということでもあります。65歳ですけど、非常に若々しくていらっしゃるし、非常に農業に意欲を持っていただいております。お話を伺いましたが、全く問題ないというふうに判断させていただきました。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。事務局の説明及び地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。佐藤さん。

佐藤委員 すみません、●●さんのところなんですけど、賃貸借権になってるんですけど、借料はゼロになってるんですけど、これ、大体どのくらいでお借りしてるのか分かったら、教えてください。

議 長 事務局、お分かりでしょうか。  
農業政策課 これ、若穂綿内の基盤整備事業の部分になりまして、基盤整備事業、これで他の大勢の借りる方と一緒に賃借料が決まってくる形になりますので、賃貸借とはなってますけど、お金のほうはこの後、決定するようになります。まだ決定してない、そんな状況になります。

議 長 参考までに私がこの事業やっておりますので、4月1日から1反歩●●です。賃借料、設定します。一応、今、そういう予定で動いています。ご参考までに。

他、ございますか。ないようでございますので、採決に入ります。議案第232号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 全員の賛成を確認できましたので、議案第232号は全て原案のとおり決定をいたしました。

それでは、ただ今の決定を受けて、先ほど保留となっておりました議案第231号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定のうち、別紙2のカ、キ、クの農家創設案件についての発言のある方は挙手をお願いいたします。●●さん、●●さん、●●さん、この3名の関係。

特にないですね。

【質疑なし】

議 長 それでは、質問もございませんので、採決に入ります。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成の確認ができました。従いまして、議案第 231 号については、全て原案のとおり決定いたしました。

ただ今、2 時 47 分でございます。まだまだこの後、ありますので、ここで 55 分まで、7 分ですけれども、休憩に入り、その後再開しますので、いったん休憩します。

【休 憩】

議 長 それでは、定刻の 2 時 55 分になりましたので会議を再開いたします。続きまして、議案第 233 号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼 議案第 233 号 非農地決定について、ご説明申し上げます。本事務局 長 補佐 冊の 13 ページをご覧ください。番号 1 番から 18 番まででございます。

非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付し、農地所有者からの非農地通知交付申請書により、総会で非農地決定をお願いするものです。表の下に集計が載っております。今月ご決定いただくものは、山林が 6 筆で、面積が 2,778 m<sup>2</sup>。原野は 12 筆で、面積は 2,920.77 m<sup>2</sup>。合わせて 18 筆、5,698.77 m<sup>2</sup>でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をしてお願いいたします。いかがでしょうか。ないですね。

【質疑なし】

議 長 それでは、ないようでございますので採決に入ります。議案、第 233 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成を確認できましたので、議案第 233 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 105 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 106 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、及び報告第 107 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出について

の3件について、事務局より説明をお願いいたします。

竹下主幹兼  
事務局長補佐

報告第105号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、ご報告申し上げます。15ページをご覧ください。番号75番の1件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届出ればよいことになっています。4条の転用届となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用です。市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては、記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第106号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告申し上げます。議案の16ページをご覧ください。番号176番から、22ページの199番までの23件です。これは同じく市街化区域内の届出ですが、5条の転用届で、農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては、記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第107号農地法第4条の規定による農業用施設（2アール未満）の届出について、ご報告申し上げます。23ページをご覧ください。番号1番の1件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が2アール未満で、要件に当てはまる場合は、4条許可が不要ですが、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容については、記載のとおりです。書類等、特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

以上、報告案件の3件についてご説明いたしました。よろしくをお願いいたします。

議

長 ただ今、事務局から報告第105号、第106号及び第107号について、説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。ないですね。

【質疑なし】

議

長 質問がないようでございますので、報告案件でございますのでご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第108号農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農業政策課  
市川係長

報告第108号農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告について、説明をいたします。資料が別冊3になります。本件につきましては、市内で就農している担い手及び



新規就農者への利用配分計画ですが、既に中間管理事業の権利設定がされている農地について、権利の移転も行うものでございますので、意見聴取ではなく、報告とさせていただきます。

1 ページ目になりますが、今回、権利権を受ける方が全員で 12 名。賃貸借と使用貸借で 50,289 m<sup>2</sup>を長野県農業開発公社が貸付を行うものでございます。番号 1 番の●●さん、先ほど、農家創設で出てきた方ですが、屋島地区でリンゴを栽培する方。番号 2 の●●さん、この方は赤沼地区でリンゴを栽培する方です。番号 3 から 10 番、これは全て戸隠地区の方なのですが、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、有限会社●●、●●さん、●●さん、こちらの方は全て戸隠の地区でソバを栽培する方になります。番号 11 の●●さんは松代町の清野地区で麦を栽培する方。最後、番号 12 番、●●さん、この方も農家創設で出てきた方ですが、若穂綿内地区で果樹を栽培する方です。報告については、以上でございます。

議 長 ただ今、農業政策課より、報告第 108 号について説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは、報告案件でございますので、ご了解いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、農地法関係につきましては取りあえず終わりましたので、続きましてその他、農業委員会業務に関わることについてを審議いたします。議案第 234 号令和 4 年度事業計画についてを議題といたします。本件につきましては、事務局より各地区調査会での意見等、検討状況含めて、議案の説明をお願いいたします。

竹内事務局長補佐 事務局の竹内です。着座にて説明させていただきます。お手元の資料ナンバー総会資料 1 ということで、議案第 234 号令和 4 年度長野市農業委員会事業計画(案)、こちらをご覧くださいと思います。

こちら、まず 1 ページの 1 番、基本方針のところではありますが、国では、先ほど、会長あいさつでもありましたが、人・農地プランの法定化、また農業委員会法等の改正に伴う 5 年後見直しの対応としまして、最適化活動推進のガイドラインを発出して、最適化への取り組みの強化を図ることとしておりまして、当農業委員会としまして、今年度、任期最終年、新たな体制に引き継ぐ節目の年ということでありまして、最適化の推進、また農家相談会を通じた地域農業の活性化、さらに本年 1 月には第 2 期長野市農業振興アクションプランが策定されて

おりまして、市長部局と連携のもと、農業・農村の持続的な発展を目指しながら、「活動・審議の見える化」の徹底に留意しつつ、次の事項を基軸に活動してまいりますということで、基本方針に定めております。

1 ページの2番、重点事業計画のところですが、例年と違って追加してあるところになりますが、(1)番、農地等の利用の最適化を推進のところでありまして、国の示したガイドラインに基づいたものを追加の項目に入れてございます。そして、さらなる最適化を促進するということでもあります。それから、次、2ページのところではありますが、3番のその他事業計画。こちら例年と違って追加しているところがあります。「また」というところで、年度末に委員の任期満了による改選があることから、新体制への円滑な移行に向けて、活動に対するアンケート調査を全委員に実施し、引き継ぎ事項の作成など、着実な引き継ぎを行いますということで、追加しております。あとは例年に沿った形でさらに活動してまいりたいというので、全体計画、定めております。

それから、もう一つ、別表ということで、A3の折り込んだものをその後ろに付けてございますが、年間の事業計画、主なものを一覧表にまとめたものになっております。こちらにつきましては、地区調査会で説明した中で特段の意見はない状況であります。事務局からは以上ですが、お願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局からの説明がありました。地区調査会長から補足がありましたらお願いいたします。いいですか。それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。来年度事業計画の内容です。特によろしいでしょうか。私どもは任期、あと1年を切りましたけれども、改選ということで・・・

松田委員、どうぞ。

松 田 委 員 　来年度、長野市も行政DXということで、デジタル化を進めていくんですよ。その段階になって、この農業委員会の事業の中でも、例えば農地パトロールなど、農地の場所と地図が書かれているんですけど、なかなかそれを調べるときに大変な思いをするんですね。GIS といまして、地図の上にバッジで表示されるようなものを長野市では使ってるんですけども、そういったところの導入の検討みたいなものも盛り込んでいただいて、少しでも省力化に役立てるようにしていただければありがたいかなと思います。

議 長 　貴重なご意見、ありがとうございます。事務局はコメントございますか。

松橋事務局長補佐 事務局の松橋です。今のお話なんですけれども、タブレットの導入の関係になるかと思うんですけれども、再来年度、令和5年度を目指して計画を立てているところです。令和4年度中にいろいろと検討させていただきまして、何とか令和5年度に導入できるように考えていきたいと思えます。

議長 ありがとうございます。  
松田委員 そういう計画があるんですしたら、ぜひこの中にも載せていただければありがたい。

議長 じゃあ、事務局のほう、いいですね、そういうことで。  
松橋事務局長補佐 分かりました。検討させていただきます。

議長 長 いわゆるデジタル化という面では、この前、今回の調査会でもお願いをしました業務活動報告、あれなんかもこれからも手書きだったら大変なことになるんですよ。今、私が県の農業会議にも発言してるんですけど、できればソフトをつくっていただいて、iPadなり、できればスマホでピピッとやれば入るような方式にしていかないと、とてもじゃないけれども現実的にできないよというようなことも、私のほうから県のほうにも発言をさせていただいています。それはごもつともだということで、できればソフトの導入、手書きじゃなくてソフトの導入、それから、改良も含めてこれからやっていきますというようなことがあるので。あと任期1年といわれると、できるだけデジタル、格好よくいえばデジタルですけどね、QRだとかスマホをできるだけ使いこなすと。書類なんかの提出も、これからできるだけネットで。例えば、電子送付するとかいうことを、農業委員会としてもぼちぼち導入していく状況じゃないかなと。何か報告事項があれば、ファクス入れてくれだとか、送付してもらえということ、そろそろやっぱり切り替えの時期に来てるのかなというふうに思います。すぐにはお金の問題、それからソフトの問題、いろいろあるので、導入はできないかもしれないけれども、そういった土壌づくりを今年1年やってみて、来年度はもうちょっと具体的な形で、それが事業計画として盛り込まれていけばいいなというふうに思っておりますので。皆さんにもぜひ、そういった意味で、これからそういう時代に大きく転換するんだなど。農業委員会も、委員会活動、推進委員活動も。そういうことで、またご提案、アドバイス、ご指導いただければというふうに思っております。ありがとうございます。

他、ございますか。事業計画の中で。よろしいですかね。それでは、それ以外の意見もないようでございますので、採決に入ります。議案、第234号について、原案のとおり決定するこ

とに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 ありがとうございます。全員の皆さんの賛成を確認いたしましたので、議案第 234 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 235 号農業委員会合同研修会についてを議題といたします。それでは、事務局から本案件の説明をお願いいたします。

竹内事務局長補佐 事務局の竹内です。続きまして、総会資料ナンバー 2 ということで、議案第 235 号令和 4 年度農業委員及び推進委員合同研修会の実施について（案）ということで、こちら、ご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましても、地区調査会でも説明させていただきましたが、2 番にあります合同研修会を開催する時期ということで、4 月の総会の後と 2 月の総会の後を予定しております。3 番にありますように、およそのスケジュールということで、午後 1 時半から 3 時 15 分まで総会、その後、合同研修会。それから、4 番に合同研修会における内容ということで載せてございますが、4 月につきましても、農林部主要施策。また、先日、意見書の回答ということで、皆さまにお配りしましたが、それについても若干、農林部の方にお話しいただきたいと思っております。また、その後、最適化推進に向けた意見交換を予定しております。後に懇親会。コロナの関係で去年もできなくて、今年度もどうなるかまだ読めませんが、一応、メトロポリタンで懇親会を予定しております。それから、2 月につきましても、18 期委員会の活動報告、また解散会ということで、予定しております。合同研修会につきましても以上であります。お願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。これより、質疑に入ります。発言のある方、挙手をお願いいたします。合同研修会、今から日程のキープをお願いしたいと思います。いずれにしてもいっぱい勉強して、最後、心置きなく活動を進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。質問がないようでございますので、採決に入ります。議案第 235 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認できましたので、議案第 235 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 236 号管内視察研修についてを議題といたします。それでは、事務局から本案件の説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の駒村です。議案第 236 号管内視察研修の開催につい

駒 村 主 査 て、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料はナンバー3をご覧ください。まず、目的ですが、農業委員会の最重要課題である「農地等の利用の最適化の推進」の参考にするため、具体的な成果を挙げている取り組みや、農業関係施設等を視察するものということで、毎年、行っております。2の今回の概要ですが、期日は5月18日水曜日、午前9時から午後5時までを予定しております。管内視察研修につきましては、毎年、調査会ごと持ち回りで担当しております、今回は南部地区調査会が担当となります。移動手段は市有バスの中型バス1台と庁用車3台を使用します。視察の候補地につきましては、今月の地区調査会において、南部地区調査会のほうに選出をお願いしましたところ、以下の四つをご提案いただきましたので、ご説明させていただきます。

まず、一つ目ですが、篠ノ井の島田栄一推進委員の桃畑ですが、昨年、ロボット草刈り機を導入したということで、スマート農業への取り組み状況を見学することを考えております。次に、信更でワイン用のブドウを栽培し、ワインを生産している●●氏の、ブドウ畑の見学になります。次に、●●の大岡地区における耕作放棄地解消の取り組みについての説明と、現場を見ることを考えています。最後に、信州新町の●●生産組合で、新規事業として2,000箱以上育苗できるビニールハウスを設置したということで、こちらの見学と、収穫時期である梅団地の見学を考えています。

3、実施のスケジュールですが、この3月総会で視察内容のご検討、ご決定をいただきまして、4月の役員会で詳細を決定いたします。4月の地区調査会で参加者を選んでいただき、5月18日に視察研修を実施するということを考えています。以上となりますが、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。去年、一昨年とコロナで視察研修等は行われなかったんですけども、管内研修だけはおかげさまで続いています。今年、令和4年度は村田調査会長のお骨折りで、素晴らしい視察候補地を挙げていただきました。非常に楽しみにしています。あえて言いますと、そこにジンギスカンの弁当が付くということで、今、検討いただいていますので、できるだけ味の地域を知るということで、楽しみにしていただいて結構でございます。4月の調査会で参加者を集めて、それぞれの定数を皆さんがたに選出していただき、ご決定いただくということに、スケジュール、なっておりますので、よろしく願いいたします。

この内容について、ご質問、ご意見ございましたら、お願い

- 中 島 委 員 員 します。
- 中 島 委 員 員 弁当、ジンギスカンなんてお話、今、いただいたけど、それは信州新町行って食べるのかい。それとも、お弁当で。お弁当を頂いて食べるということかね。
- 議 長 南部調査会長が詳しいね。すみません、お願いします。
- 村田地区調査会長 信州新町といいますか、信州新町の町よりずっと松本寄りといいますか、大岡のほうなんですけど、●●というところで、一応、弁当を頼んで、みんなで、そこで食べるというふうな方向で考えています。ただ、温かい肉を焼きながら食べると、そこまではちょっと予算的にも厳しいかなと思っていますけど、一応、そんな予定です。
- 中 島 委 員 員 ありがとうございます。
- 議 長 匂いだけでもということで計画させてもらってますので、よろしく願いいたします。その他、いかがですか。研修内容につきまして。よろしいですかね。
- それでは、質問を切ります。採決に入ります。議案第 236 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきました。議案第 236 号は原案のとおり決定いたしました。
- 続きまして、議案第 237 号農業委員会だよりの発行計画についてを議題といたします。それでは、事務局から本案件の説明をお願いいたします。
- 事 務 局 事務局の曾根です。議案第 237 号農業委員会だよりの発行計画についての説明をいたします。資料ナンバー 4 をご覧ください。
- 曾 根 係 長 農業委員会だよりは、農業委員会活動を市民に広く知ってもらうとともに、その活動に対してご協力いただけるよう、広報ながの折り込みとして、年 2 回、全戸に配布しています。例年は 9 月と 3 月に発行していますが、令和 4 年度は改選期のため、8 月と翌年 4 月に発行します。記事内容は農業委員会の必須事務である、農地等の利用の最適化に焦点を当てたものとし、その他、8 月発行の第 94 号では委員の推薦、公募について、4 月発行の第 95 号では第 19 期の農業委員、推進委員の紹介を掲載することを予定しています。また、昨年度同様、役員をだより編集委員会の委員とし、編集委員会は役員会終了後に開催することを案といたします。
- 以上、よろしくお願いします。
- 議 長 ただ今、事務局より農業委員会だよりの発行計画について、

ご説明いただきました。これより、審議に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、質問がないようでございますので採決に入ります。議案第 237 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認できました。よって、議案第 237 号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 239 号長野市農業振興審議会委員の推薦についてを議題といたします。それでは、事務局から本案件の説明をお願いいたします。

竹内事務局長補佐 事務局の竹内です。議案第 239 号長野市農業振興審議会委員の推薦について、資料ナンバー 5、こちらをご覧くださいと思います。

1 番、依頼ということですが、担当が農林部農業政策課ということで依頼がありまして、令和 4 年の 5 月末日をもって現委員の任期が満了、任期 2 年ということでありまして、引き続き農業委員会から委員を推薦してほしいというものがあります。2 番に概要ありますが、現在、当委員会から 2 名選出しておりまして、青木会長と関北部地区調査会長にいただいております。3 番に候補者を推薦ということですが、事務局としましては、引き続き青木会長と関調査会長にいただきたいと思いますと考えております。事務局からは以上ですが、お願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より長野市農業振興審議委員の推薦についての説明がありました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。いいですかね。

【質疑なし】

議 長 では、質問がないようですので、採決に入ります。議案第 239 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成の確認をいたしました。議案第 239 号は原案のとおり決定いたしました。私と関北部調査会長が引き続き委員をやらせていただきます。よろしく願いいたします。

以上で本日、予定をしておりました議事内容が終わりました。その他で議題となる、皆さんのほうからのご提案、ご意見ございませんか。特にないですね。ありがとうございます。

予定どおり、時間も含めて進行することができました。これで私、議長の任を解かしていただきます。ご協力いただきまして、ありがとうございました。

曾根会長代理 青木会長、議長の役、大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。

では、次に、8のその他に入ります。本日の議事全体を通して、委員の皆さまからなんかご意見ありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。それでは、最後、事務局から今後の日程の説明も含めてお願いしたいと思います。

竹内事務局長補佐 事務局の竹内ですが、本日、座席のほうに配布物があまして、まず農業者年金の冊子、のうねんをお配りしております。それから、中部地区調査会で回覧ということで、農業委員会だよりを発行されるということで、こちらも参考にお配りしてございますので、また後ほどご覧いただければと思います。

そして、次第、ご覧いただいていると思いますが、今後の日程ということで、次回の総会及び合同研修会ということで、4月28日木曜日、午後1時半から5時まで、この10階の講堂、この場所で予定しております。

次に、次第の裏面をご覧いただきたいと思いますが、2番の地区調査会及び農家相談会等の日程一覧ということですが、この中で若干、変更がありまして、中部地区調査会、南部地区調査会が4月25日の月曜日ということで、日程、入っていますが、中部と南部、それぞれ26日の火曜日に変更したということで、ご了承いただきたいと思います。

それから、3番の、今後の会議等の日程一覧ということですが、次の役員会は4月14日、木曜日。それから、2番にあります農業委員会協議会総会、こちら、県の農業農村支援センター主催ということで、4月27日に、役員さんが対象になりますが、予定されております。こちらも総会終了後、懇親会があります。3番は先ほども説明したとおり、総会、合同研修会ということで、28日、研修会の後、懇親会ということで予定しております。その他、5月の役員会、また管内視察、5月31日の総会ということで、日程、載せてございますので、予定のほう、確認をお願いいたします。事務局からは以上になります。

曾根会長代理 ありがとうございました。若干、調査会の日程等、変わっておりますので、また決定のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。今、令和4年度の、地区の調査の、担当者の一覧表をお配りしましたので、またご覧いただきたいと思ひます。

他にありましたら。では、以上で第26回の総会を終了とさせていただきます。長時間にわたりまして、皆さま、ありがとう



ございました。